

# 無罪でも免許戻らず

飲酒運転で逮捕・起訴された末、無罪を勝ち取った。だが、その時には既に運転免許は取り消されていた。福岡市の清掃業の男性(42)が事実誤認に基づく違法な免許取り消し処分を受けたとして、福岡県を相手に訴訟を闘っている。刑事裁判で無罪は確定したが、免許を失った影響は大きく、収入が半分以上に落ち込んだ。福岡市では交通事故を巡って2020年に無罪が確定した女性も免許取り消し処分が撤回されず、民事訴訟で勝訴して23年によろしく免許を取り戻した。同種事案の連続に、専門家は「安易に行政処分を決めるのではなく、慎重に調査すべきだ」と指摘する。

## 「飲酒運転」逮捕の男性

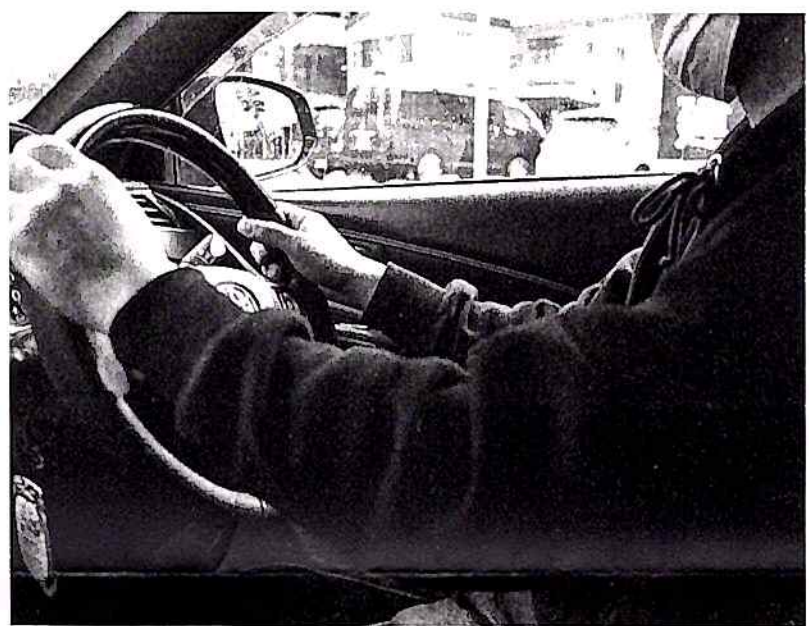
「ガサ(家宅捜索)打つけた。運転していた人は車の外に」。20年3月2日早朝、男性は出勤しようとして自宅駐車場に出たところで突然、福岡県警の捜査員に呼び止められた。家宅捜索が終わると、車に乗せられて酒気帯び運転の疑いで逮捕された。

その約1ヵ月前の20年1月19日未明、男性は福岡県大野城市で飲酒運転を疑われ、警察官から職務質問された。何かに衝突したのか、フロントバンパーがへこんだ普通乗用車が路上に止まっており、男性がその車の近くに酒気を帯びた状態でいたためだ。男性はこの日、同県筑紫野市の飲食店で知人と酒を飲んだ。その後の断片的な記憶では、この知人が手配した人に自分の車を運転してもらって帰路についた。その途中で眠ってしまい、目を覚ました時には路上に車が止められてい

## 判決前処分 撤回訴え相次ぐ

う取り消しやけん。何言っても変わらん」と一蹴された。男性は約1時間にわたって粘った。「意見を聞きたい」というのはうそだったのか。運転していないことを裁判で明らかにしようとしているのに、結論が出る前に処分するのはおかしい」と訴えた。だが、意見の聴取が終わった後、その日のうちに免許を取り消された。納得できず、20年11月、異議を申し立てる審査請求をした。

福岡地裁での刑事裁判は20年12月に判決が出た。直接証拠はないながらも「男性が運転していたと推認できる」として執行猶予付きの有罪判決が出た。男性は「運転していた」と主張してきた人について「その存在をうかがわせる事情は一切認められない」とし、男性が運転者だったと認定。確定判決は予想外のものだった。



飲酒運転の罪に問われ、無罪が確定したが、免許の取り消し処分は覆されず、男性は運転免許を再取得した—福岡市中央区で2月26日

定した無罪判決については、彼らの送迎は男性の仕事だ。違反行為に制裁を科す刑事処分と、将来の道路交通の危険を防止するための行政処分は趣旨・目的が異なる」として、「認定に誤りはない」と切り捨てた。

男性は20代から鉄筋工として働いてきた。通勤や移動に車を使ってきたが、運転免許を失い、雨の日も雪の日も1時間以上かけて自転車通勤することになった。体は寒さで震え、「何でこんな思いをしないといけないのか」とやるせない気持ちになった。所属していた会社で働く他の従業員たちはみな外国籍で、運転免許を持っていない。彼らの送迎は男性の仕事だが、それもできなくなり、社長が代わりに担った。社長との関係は次第にぎくしゃくし、21年8月ごろに退職した。ハローワークで求人情報を探したが、建築関係の仕事は運転免許が必須。知り合いから「雇う」と言われたが、免許がないことを伝えるとその話はなくなった。自身で清掃業を始めたが、生計は立てられず、新型コロナウイルスの感染者が出たオナイルスの感染が怖くなった。怖心はあったが背に腹は代えられなかった。それでも、22年の収入はそれまでの半分以下に落ちた。

## 専門家「行政処分 慎重な調査必要」

## 公安委 当事者側の主張軽視

福岡市で2017年2月に起きた事故では、同市の会社員女性(45)が自動車運転処罰法違反(過失致傷)で在宅起訴されたが、20年5月に無罪が確定した。しかし、その前の17年12月に運転免許の取り消し処分を受け、無罪確定後も福岡県公安委員会は処分を撤回しなかった。女性は民事訴訟を起し、福岡地裁と福岡高裁が「処分は無効」と判断。23年10月、免許証を約6年ぶりに取り戻した。

現在の制度では、警察が集めた証拠などを基に検察庁が刑事処分を決め、起訴された場合は裁判所が有罪・無罪を判断する。一方、行政処分は同じ証拠を基に公安委員会が判断する。刑事裁判の結論が出る前に免許取り消しなどの行政処分が下されるケースが多く、無罪となった場合、刑事処分と行政処分が「ねじれ」が生じることになる。

交通問題に詳しい高山俊吉弁護士(東京弁護士会)は、刑事処分と行政処分とで結論が異なる背景として、「双方の主張と立証を裁判所が十分に吟味する刑事処分と異なり、行政処分では公安側が運転者側の言い分を傾けようとする姿勢がある」と指摘する。公安委も免許取り消しなどの処分を決める際に、運転者側の言い分を聞く「意見の聴取」という手続きを公開の場で実施する。運転者や代理人弁護士らが意見を述べたり、公安委側が必要と判断した場合に専門的な知識を持つ人を呼んで事情を聴いたりすることがある。

高山弁護士は、この制度について「実際は形骸化しており、慎重に調査を尽くすよう求めてもほぼ無視される。聴取を受けたその日のうちに処分が出るのが大半。当事者の主張を軽視する現行の方式は改め、当事者に言い分があるケースなどは状況を詳細に調べるべきだ」と訴える。【志村一也、写真も】